

長崎市監査公表第2号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を公表します。

令和7年2月17日

長崎市監査委員	小	田	徹
同	三	谷	利博
同	吉	原	孝
同	山	本	信幸



令和6年度

# 監査報告

## 財政援助団体等監査

グロウスピア共同事業体

こども部　こども政策課

長崎市監査委員

## 目 次

第1	監査の種類	3
第2	監査の対象	3
第3	監査の範囲	3
第4	監査の期間	3
第5	監査の着眼点	3
第6	監査の実施内容	3
第7	監査の結果	3
1	団体の概要	4
(1)	名称等について	4
(2)	設立目的について	4
(3)	構成団体について	4
(4)	事業について	4
2	財政援助等の内容（公の施設の指定管理）	4
(1)	施設の概要	4
(2)	指定管理の概要	6
(3)	管理運営体制	7
(4)	来園者数	8
(5)	収支決算状況	8
3	監査の結果	8
4	監査委員の意見	11

## 第1 監査の種類

財政援助団体等監査

## 第2 監査の対象

### 1 指定管理者

指定管理者名	公の施設	所管部局	所管課
グロウスピーア 共同事業体	長崎市あぐりの丘	こども部	こども政策課

## 第3 監査の範囲

令和5年度を中心とした公の施設の指定管理に係る出納その他の事務

## 第4 監査の期間

令和6年7月23日から令和7年1月27日まで

## 第5 監査の着眼点

### 1 主な着眼点

#### (1) 公の施設の指定管理

ア 所管部局関係 指定管理者の指定手続き、モニタリング状況

イ 団体関係 公の施設の管理状況、協定書の履行状況

## 第6 監査の実施内容

出納及びその他の事務の執行が適正に行われているかについて、関係書類を抽出により検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取し、現地調査を行った。

## 第7 監査の結果

長崎市監査基準に基づき監査を行った。

監査の結果は次に述べるとおりである。

## 1 団体の概要

### (1) 名称等について

ア 名 称 グロウスピーア共同事業体  
イ 所在地 長崎市金屋町1番7号  
ウ 設立年月日 令和4年2月18日

### (2) 設立目的について

グロウスピーア共同事業体（以下「事業体」という。）は、長崎市あぐりの丘指定管理者を共同連帯して運営することを目的としている。

ア 長崎市あぐりの丘の管理運営業務  
イ アに付帯する業務

### (3) 構成団体について

株式会社 KTN ソサエティ（代表団体）	長崎市金屋町1番7号
株式会社大和総業	長崎市淵町3番9号
株式会社松田久花園	長崎市畝刈町1613番地251
株式会社森谷商会	長崎市平間町1631番地

### (4) 事業について

構成団体が行っている主な事業は、次のとおりである。

ア 株式会社 KTN ソサエティ  
広告代理店業務、プロダクション業務、催事事業業務、人材派遣業

イ 株式会社大和総業  
建築物総合管理業、清掃業務、建築環境衛生総合管理業、建築物飲料水貯水槽清掃業

ウ 株式会社松田久花園  
公共施設造園作業、造園・植栽、エクステリア、植栽管理、樹木医

エ 株式会社森谷商会  
建設機械・産業用機械・土木資材の販売・修理並びに建設機械全般のレンタル

## 2 財政援助等の内容（公の施設の指定管理）

### (1) 施設の概要

ア 名 称 長崎市あぐりの丘

イ 設置目的 子どもを中心として、若者及び高齢者を含む全ての世代に、豊かな自然及び多様な施設を活かした遊び、体験、交流等の場を提供することにより、子どもの健やかな成長を育むとともに、市民のレクリエーションに資するため。

ウ 所在地 長崎市牧野町、四杖町、相川町及び鳴見町

エ 構成施設

(7) オーシャンエリア

a 全天候型子ども遊戯施設

(a) 建物概要 鉄骨造平家建

(b) 施設概要 子どもの遊び場、畳スペース、多目的スペース、授乳室、多目的トイレ、エントランス、トイレ、ロッカー室、回廊、事務室、救護室、機械室、倉庫、廊下

【子どもの遊び場に設置する遊具】

大型ネット遊具、クライミングウォール、ボルダリングウォール、空気膜構造遊具、複合遊具、木のボールプール、ブランコ遊具

b 畑のエリア

(a) 施設概要 ばらハウス、花畑、休憩所（多目的スペース）、総合窓口案内

c 憩のエリア

(a) 施設概要 憩の広場（遊具、水遊びが楽しめる親水広場（夏場）、芝生広場、ゴーカート場（自主事業）、ふれあい動物広場（ヤギや羊のえさやり体験）

(i) フォレストエリア

a キャンプエリア（オートキャンプ）（自主事業）

(a) 施設概要 管理棟、共同炊事場、トイレ、温水シャワー

(b) キャンプサイト 7サイト

【キャンプサイト情報】

広さ：230 m<sup>2</sup>～240 m<sup>2</sup>（70坪前後）

電気：AC電源 100V20A

共用設備：屋外シンク

b ドッグラン（自主事業）

(a) 施設概要 管理棟、ドッグランエリア

c 放牧場

(a) 施設概要 放牧場

(7) 駐車場

a 駐車台数 1,300 台

(2) 指定管理の概要

ア 指定期間 令和4年10月28日～令和10年3月31日

イ 選定方法 公募

ウ 指定管理料（令和5年度） 委託料 160,205 千円

（修繕に係る委託料 9,245 千円を含む。）

エ 利用料金制 なし

オ 指定管理者の業務の範囲

(7) 事業の実施に関する業務

a 体験プログラムの実施

(1) 施設の運営に関する業務

a あぐりの丘の利用に関する業務

(a) 施設の受付・案内、電話対応

(b) 開園・閉園及び巡回

(c) 動物の飼育及び動物広場

(d) 施設の利用に伴う備品の貸出し

(e) 施設の利用実績の記録・集計

b 全天候型子ども遊戯施設の利用に関する業務

(a) 施設の受付・案内、電話対応

(b) 入場券の発券及び入館料の徴収

(c) 予約受付

(d) 利用に関する助言・指導

(e) 入館者の利用実績の記録・集計

(7) 施設利用の許可（取り消しを含む）

(1) 施設の広報・宣伝及び利用の促進

(7) 施設及び設備の維持管理に関する業務

a 施設及び敷地内の清掃

b 施設の除草

c 花壇・花木等の管理

d ばらハウス及びばらハウス周辺花壇の管理

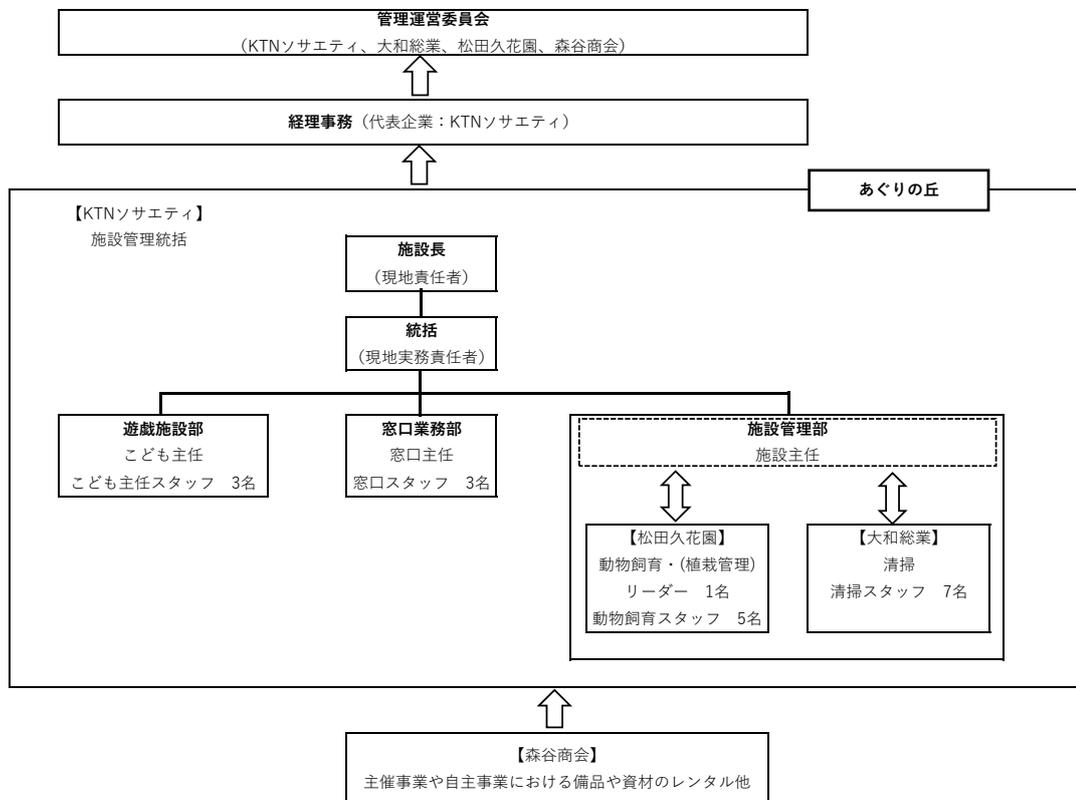
e 全天候型子ども遊戯施設の衛生管理等

f 施設及び設備の保守点検

- g 施設の警備
- h 施設及び設備の修繕
- i 施設の防火
- j 施設の廃棄物の処理
- k 備品の管理
- l その他の維持管理
- (ハ) その他の業務
  - a 事業計画書及び収支予算書の作成
  - b 事業報告書の作成
  - c 施設の環境マネジメントシステムの運用における必要な記録の報告
  - d 利用者等からの苦情への対応
  - e 職員研修
  - f 緊急時の対応
- (キ) その他、市が必要と認める業務

(3) 管理運営体制

(令和6年4月1日現在)



(4) 来園者数等

来園者数等の推移は、次表のとおりである。

ア 長崎市あぐりの丘

あぐりの丘来園者数

(単位：人)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
289,664	230,641	244,770	318,279	343,881

※令和4年度 10/28～3/31 の来園者数は、159,404 人

イ あぐりドーム

あぐりドーム来館者数

(単位：人)

令和4年度	令和5年度
59,903	130,843

※令和4年度の来館者数は、あぐりドームオープン日（10月28日）以降の来館者数

(5) 収支決算状況

収支決算については、次のとおりである。

収入は、152,571 千円で主なものは、市からの運営費負担金 150,960 千円である。

支出は、152,557 千円で主なものは、施設管理費 52,736 千円、人件費 34,533 千円及び需用費 26,529 千円である。

### 3 監査の結果

公の施設の指定管理に係る出納その他の事務について、次のとおり改善を要する事項が認められた。

なお、軽微な事項については、口頭で指導したので記述を省略した。

(1) 公印の押印について

[こども政策課]

長崎市文書規程第30条において、同条第2項に掲げる文書（案内状等軽易な文書）以外は公印を押さなければならないと規定されているが、承認関係の通知について、市長の公印が押されていない。

適正な事務処理を行われたい。

(2) 行為許可の減免について

[こども政策課]

行為許可の減免については、長崎市あぐりの丘条例施行規則第10条の規定によ

り行わなければならないところ、長崎市行政財産使用料条例第4条の規定を準用し、減免していた事例があった。

また、当該手続きに関し、行為許可申請書に減免申請の旨の記載があることをもって行い、減免申請書を提出させず減免していた。

適正な事務処理を行われたい。

なお、本件は長崎市が行う事業に係る行為許可の手続きであるが、そもそも、公の施設の設置者である長崎市が行う事業であるため、事務手続きについて整理されたい。

(3) モニタリングについて [こども政策課]

ア モニタリングチェックシートの確認について

令和5年9月20日付「指定管理者制度に係る適切な運用について（通知）」により行政体制整備室長から指定管理者制度導入施設所管所属長に対し、モニタリングの徹底について通知があっているが、「指定管理者制度における従業員の雇用形態及び給与状況に係る調査表」などのモニタリング資料について、その根拠資料を確認していなかった。

必要な書類を提出するよう指示するとともに、適正な事務処理を行われたい。

イ モニタリングの評価について

令和5年9月20日付「指定管理者制度に係る適切な運用について（通知）」により行政体制整備室長から指定管理者制度導入施設所管所属長に対し、モニタリングの徹底について通知があっているが、指定管理者制度モニタリングチェックリストによる評価項目の「再委託先は適正か」について、業務を実施できないにもかかわらず再委託していたものがあつたが、評価は「普通」となっている。

モニタリングについては、書類、聴取、現地確認等を確実にを行い、適切に評価を行われたい。

(4) 第三者への業務委託について [グロウスピーア共同事業体、こども政策課]

第三者への浄化槽保守点検業務委託について、当該業務をする者は長崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の規定により、市長の登録を受けなければならない旨定められている。また、浄化槽清掃をする者は浄化槽法の規定により、市長の許可を受けた者でなければならない旨定められている。

しかしながら、本件指定管理業務に係る仕様書は、浄化槽保守点検業務の一部として浄化槽清掃業務を含めているため、グロウスピーア共同事業体は、当該仕様

書に基づき浄化槽保守点検の登録事業者と当該業務委託契約を締結したが、浄化槽清掃業務については実施できないため、当該受託事業者は、浄化槽清掃の許可事業者に清掃業務を再委託していた。

グロウスピーア共同事業体は、浄化槽清掃業務を別途当該業務の許可事業者と業務委託契約を締結されたい。また、こども政策課においては、浄化槽保守点検と浄化槽清掃をそれぞれ別の業務として整理されたい。

(5) 重要事項変更の届出について [グロウスピーア共同事業体、こども政策課]

協定書第 11 条において、「代表者等の変更を行ったときは、速やかに市に届け出なければならない。」と規定されているが、代表構成員の代表者が変更していたにもかかわらず、市に届け出をしていなかった。

グロウスピーア共同事業体は、適切な事務処理を行われたい。

また、こども政策課においては、指定管理者に対し、必要な書類を提出するよう指示するとともに、適正な事務処理を行われたい。

(6) 環境マネジメントシステムの報告について

[グロウスピーア共同事業体、こども政策課]

協定書第 28 条第 2 項において、指定管理者は、「環境マネジメントシステムの運用に必要な事項を記録した報告書等を作成し、市に提出しなければならない。」と規定されているが、市に届け出をしていなかった。

グロウスピーア共同事業体は、適切な事務処理を行われたい。

また、こども政策課においては、指定管理者に対し、必要な書類を提出するよう指示するとともに、適正な事務処理を行われたい。

(7) 事故報告について

[グロウスピーア共同事業体、こども政策課]

協定書第 44 条において、「事故等が生じたときは、遅滞なく市にその状況を報告するとともに、事故等のてん末を書面により市に報告しなければならない。」と規定されている。

事故が発生した場合は、口頭により第一報の連絡を受け、毎月の報告書において報告しているとのことであるが、報告書の提出が協定書に記載の期限から数か月後に提出されている事案が散見された。

グロウスピーア共同事業体は、適切な事務処理を行われたい。

また、こども政策課においては、指定管理者に対し、事故発生時には、そのてん末を書面により遅滞なく市に報告するよう指示するとともに、施設の管理運営状況を適切に把握されたい。

(8) 月次報告書及び年次報告書について

[グロウスピーア共同事業体、こども政策課]

月次報告書及び年次報告書により、管理業務の実施状況等を把握する必要があるが、協定書第43条に規定する提出期限内に提出されていない事案が散見された。

グロウスピーア共同事業体は、適正な事務処理を行われたい。

また、こども政策課においては、指定管理者に対し、提出するよう指示したとのことであるが、半年近く提出がなされていないものがある結果を見ると、指示しただけで、その後の進捗管理を行っていないと言わざるを得ない。今後は、確実に提出がなされるよう指導するとともに、施設の管理運営状況を適切に把握されたい。

#### 4 監査委員の意見

監査結果については、前述のとおりだが監査委員として次のとおり意見を述べる。

(1) 長崎市が管理する区域について

長崎市が管理する区域については、長崎市において管理等を行わなければならないが、指定管理者に管理を行わせている区域に隣接する長崎市が管理する区域の施設の光熱水費に関し、当該施設の使用団体から直接、指定管理者が徴収していた。指定管理委託料に当該光熱水費は計上されておらず、指定管理者が立て替えた額を使用団体に請求しているものではあるが、「長崎市公の施設の指定管理者制度に関する指針」において、指定管理者が管理を行うために必要な経費を賄う方法は、利用料金制を適用しない場合、「すべて市からの指定管理に係る委託料で賄う」とされていることから、指定管理に係る経費をすべて委託料で賄えるようにしておかなければならない。

そもそも、長崎市が管理する区域の施設の使用団体と契約を締結しているのは長崎市であって、当該費用については施設の管理者である長崎市が請求すべきものであると考える。

また、指定管理者に管理を行わせている区域に設置している自動販売機に係る電気使用料についても、前述の光熱水費と同様に、委託料に計上されておらず、指定管理者が徴収しているが、上記指針のとおり、指定管理に係る委託料で賄う費用であり、指定管理者が徴収することに疑問が残るため、このような疑義を生じさせないためにも、自動販売機の賃貸借契約に関し、電気使用料を含めた入札にし、徴収事務を省略するなど、事務の効率化の検討も含め、指定管理に係る光熱水費の経費の負担区分等について整理されたい。

なお、長崎市が管理する区域の管理状況について付言する。

長崎市が管理する区域は、指定管理者に管理を行わせている区域と隣接しており、市民はその場所も自由に散策等することができ、普段は境界があることを認識することはない。

しかし、現状は、指定管理者に管理を行わせている区域については除草作業が行われており、適切に管理されているが、長崎市が管理する区域は除草作業等が行われておらず、指定管理者に管理を行わせている区域との境界が目視できる状況であった。

長崎市が管理する区域の所管部局においては、当該区域の適切な管理に努められたい。

(参考)長崎が管理する区域等の管理状況写真



## (2) 指定管理者制度について

[行政体制整備室]

### ア 制度に対する職員の意識について

指定管理者制度を対象とした監査は、これまでも実施しているが、未だに改善が見られず、業務に係る根拠法令等を確認しておらず、監査の指摘により初めて認識したものや、協定書を締結した後は、指定管理者任せにし、協定書の内容を確認しなかったことなどから、必要な手続等が行われず指摘となったものなど、業務を担当する職員の指定管理者制度に取り組む姿勢に疑問を感じる。

指定管理者制度は、施設の管理権限を委任しているものであり、その責任は最終的に設置者である長崎市にあるため、指定管理者の監視及び監督は長崎市としての責務である。それを怠ると、大きなリスクを見逃すことになりかねない。

については、指定管理者制度の根幹が職員に浸透し、公の施設の設置者であることの責務を十分に認識することができるよう、職員の業務に取り組む意識の醸成に努められたい。

### イ モニタリングについて

長崎市においては、毎年度、モニタリングの実施方法等を定めた指定管理者制度に関する指針や協定書（記載例）等のマニュアルを整備するとともに、公の施設を所管する全ての所属に対し、基礎編（制度の目的や趣旨の理解）や過去の監査委員の指摘事例を掲載している運営編（制度に関する知識や具体的な実務の習得）等の研修を実施しているところである。

しかしながら、今回の監査結果においても依然として協定書やモニタリングに対する理解が不足しており、モニタリング機能が実質的に形骸化している印象を受けた。

特に、モニタリングについては、指定管理者が公の施設の設置目的を理解し、適正な管理運営・良好なサービスの提供を行っているかを監視・監督し、次年度以降の業務内容等に反映させるものであることから、公の施設の設置者としての責任をしっかりと認識して制度の運用に取り組む必要がある。

公の施設を所管する所属の全職員に対し、本制度に対する根本的な理解を深めるとともにモニタリング機能の重要性について、再度、認識させるための一歩踏み込んだ取り組みを行い、本制度が適正かつ有効に機能するよう努められたい。

## ウ 自主事業について

平成15年の地方自治法改正により導入された指定管理者制度が始まって21年が経過し、全国的にも同制度に係る課題が見えてきたところである。

長崎市においては、自主事業により利益が生じた場合、公の施設を使用しての利益であることから、その利益の最低45%を市への納付又は利用者還元に充てることとし、また、損失が発生した場合は、すべて指定管理者の負担としているため、指定管理者側からすると、自主事業の実施によるメリットを感じられないのではないかと憂慮している。

確かに、自主事業は、基本的には利益が目的ではなく、施設の利便性の向上や施設に親しみを持ってもらうことが目的のものではあるが、一般社団法人指定管理者協会の提言にもあるように、公の施設の持続的な管理、施設におけるサービスの維持・向上および施設利用者の満足度向上を実現していくためには、指定管理者の持つノウハウの活用と新たな創意工夫など、日々の努力が不可欠であり、そのための指定管理者のモチベーションを堅持するための根本要素は、「指定管理者にとっての適正な利益」であることを、自治体側も認識すべきであると考えます。

そのため、他都市のガイドライン等に示される利益に対する考え方を参考に、指定管理者が経営努力を継続的に発揮させるインセンティブを付与し、効率的及び効果的な管理運営ができる仕組みを検討されたい。

## エ 物価上昇等に伴う指定管理料の見直しについて

令和6年4月1日付け総行経第9号「指定管理者制度等の運用の留意事項について」において、物価上昇等に伴う指定管理料の見直しについて、実施協定書を毎年度締結し、指定管理料を変更する事例や、賃金スライド制度を適用し、賃金水準の変動に応じて、2年目以降の指定管理料を変更する仕組みを採用する事例などが総務省からも示されたところである。

長崎市においても、物価上昇等の影響を踏まえ、上記のような賃金スライド制度を採用するなど、指定管理者制度の適切な運用の確保について、積極的に取り組むよう要望する。